

第28号から第40号まで一括回答

別記様式第 1号 (7条関係)

受付番号	平成28年 第 28号
受付日	平成28年 1月21日
送付日	平成28年 1月21日
答弁受理日	平成28年 2月18日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市役所職員は、国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っております。しかし、地方公務員法第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定しているものの、職務に専念する義務の特例に関する条例、に特別の定めはございません。

そのため、交野市役所職員が国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っていることは、地方公務員法違反の可能性が高いと考えられます。つきましては、その必要性を整理の上、交野市職務に専念する義務の特例に関する条例を改正すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成28年 第 29 号
受付日	平成28年 1 月 21 日
送付日	平成28年 1 月 21 日
答弁受理日	平成28年 2 月 19 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	企画財政部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市役所職員は、国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っております。しかし、地方公務員法第 35 条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定しているものの、職務に専念する義務の特例に関する条例、に特別の定めはございません。

そのため、交野市役所職員が国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っていることは、地方公務員法違反の可能性が高いと考えられます。つきましては、その必要性を整理すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第 1号 (7条関係)

受付番号	平成28年 第30号
受付日	平成28年 1月21日
送付日	平成28年 1月21日
答弁受理日	平成28年 2月19日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	地域社会部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市役所職員は、国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っております。しかし、地方公務員法第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定しているものの、職務に専念する義務の特例に関する条例、に特別の定めはございません。

そのため、交野市役所職員が国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っていることは、地方公務員法違反の可能性が高いと考えられます。つきましては、その必要性を整理すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成28年 第31号
受付日	平成28年 1月21日
送付日	平成28年 1月21日
答弁受理日	平成28年 2月19日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	健やか部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市役所職員は、国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っております。しかし、地方公務員法第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定しているものの、職務に専念する義務の特例に関する条例、に特別の定めはございません。

そのため、交野市役所職員が国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っていることは、地方公務員法違反の可能性が高いと考えられます。つきましては、その必要性を整理すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成28年 第32号
受付日	平成28年 1月21日
送付日	平成28年 1月21日
答弁受理日	平成28年 2月19日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	福祉部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市役所職員は、国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っております。しかし、地方公務員法第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定しているものの、職務に専念する義務の特例に関する条例、に特別の定めはございません。

そのため、交野市役所職員が国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っていることは、地方公務員法違反の可能性が高いと考えられます。つきましては、その必要性を整理すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成28年 第 33 号
受付日	平成28年 1月21日
送付日	平成28年 1月21日
答弁受理日	平成28年 2月18日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	環境部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市役所職員は、国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っております。しかし、地方公務員法第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定しているものの、職務に専念する義務の特例に関する条例、に特別の定めはございません。

そのため、交野市役所職員が国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っていることは、地方公務員法違反の可能性が高いと考えられます。つきましては、その必要性を整理すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成28年 第34号
受付日	平成28年 1月21日
送付日	平成28年 1月21日
答弁受理日	平成28年 2月19日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	都市整備部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市役所職員は、国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っております。しかし、地方公務員法第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定しているものの、職務に専念する義務の特例に関する条例、に特別の定めはございません。

そのため、交野市役所職員が国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っていることは、地方公務員法違反の可能性が高いと考えられます。つきましては、その必要性を整理すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成 28 年 第 35 号
受付日	平成 28 年 1 月 21 日
送付日	平成 28 年 1 月 21 日
答弁受理日	平成 28 年 2 月 18 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	農業委員会事務局

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市役所職員は、国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っております。しかし、地方公務員法第 35 条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定しているものの、職務に専念する義務の特例に関する条例、に特別の定めはございません。

そのため、交野市役所職員が国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っていることは、地方公務員法違反の可能性が高いと考えられます。つきましては、その必要性を整理すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第 1号 (7条関係)

受付番号	平成28年 第 36号
受付日	平成28年 1月 21日
送付日	平成28年 1月 21日
答弁受理日	平成28年 2月 19日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	教育委員会

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市役所職員は、国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っております。しかし、地方公務員法第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定しているものの、職務に専念する義務の特例に関する条例、に特別の定めはございません。

そのため、交野市役所職員が国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っていることは、地方公務員法違反の可能性が高いと考えられます。つきましては、その必要性を整理すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成28年 第37号
受付日	平成28年 1月21日
送付日	平成28年 1月21日
答弁受理日	平成28年 2月19日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	水道局

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市役所職員は、国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っております。しかし、地方公務員法第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定しているものの、職務に専念する義務の特例に関する条例、に特別の定めはございません。

そのため、交野市役所職員が国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っていることは、地方公務員法違反の可能性が高いと考えられます。つきましては、その必要性を整理すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第38号
受付日	平成28年 1月21日
送付日	平成28年 1月21日
答弁受理日	平成28年 2月18日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	消防本部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市役所職員は、国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っております。しかし、地方公務員法第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定しているものの、職務に専念する義務の特例に関する条例、に特別の定めはございません。

そのため、交野市役所職員が国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っていることは、地方公務員法違反の可能性が高いと考えられます。つきましては、その必要性を整理すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成28年 第39号
受付日	平成28年 1月21日
送付日	平成28年 1月21日
答弁受理日	平成28年 2月19日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	行政委員会事務局

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市役所職員は、国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っております。しかし、地方公務員法第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定しているものの、職務に専念する義務の特例に関する条例、に特別の定めはございません。

そのため、交野市役所職員が国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っていることは、地方公務員法違反の可能性が高いと考えられます。つきましては、その必要性を整理すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成28年 第 40号
受付日	平成28年 1月21日
送付日	平成28年 1月21日
答弁受理日	平成28年 2月18日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	議会事務局

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市役所職員は、国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っております。しかし、地方公務員法第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定しているものの、職務に専念する義務の特例に関する条例、に特別の定めはございません。

そのため、交野市役所職員が国や地方公共団体やその他の団体の役員や職員に就き、または、事務等を行っていることは、地方公務員法違反の可能性が高いと考えられます。つきましては、その必要性を整理すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

文書質問書答弁書

回 答 日： 平成28年2月18日

担当部局： 総 務 部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

平成28年1月21日付受付番号第28号から第40号までの文書質問につきまして、同様の内容の質問であると考えられますことから、総務部にて一括で答弁いたします。

職員が国、地方公共団体及びその他の団体の職員を兼ねる場合、本市の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3号及び職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第4号の規定において、既に職務に専念する義務を免除する旨の規定を定めております。